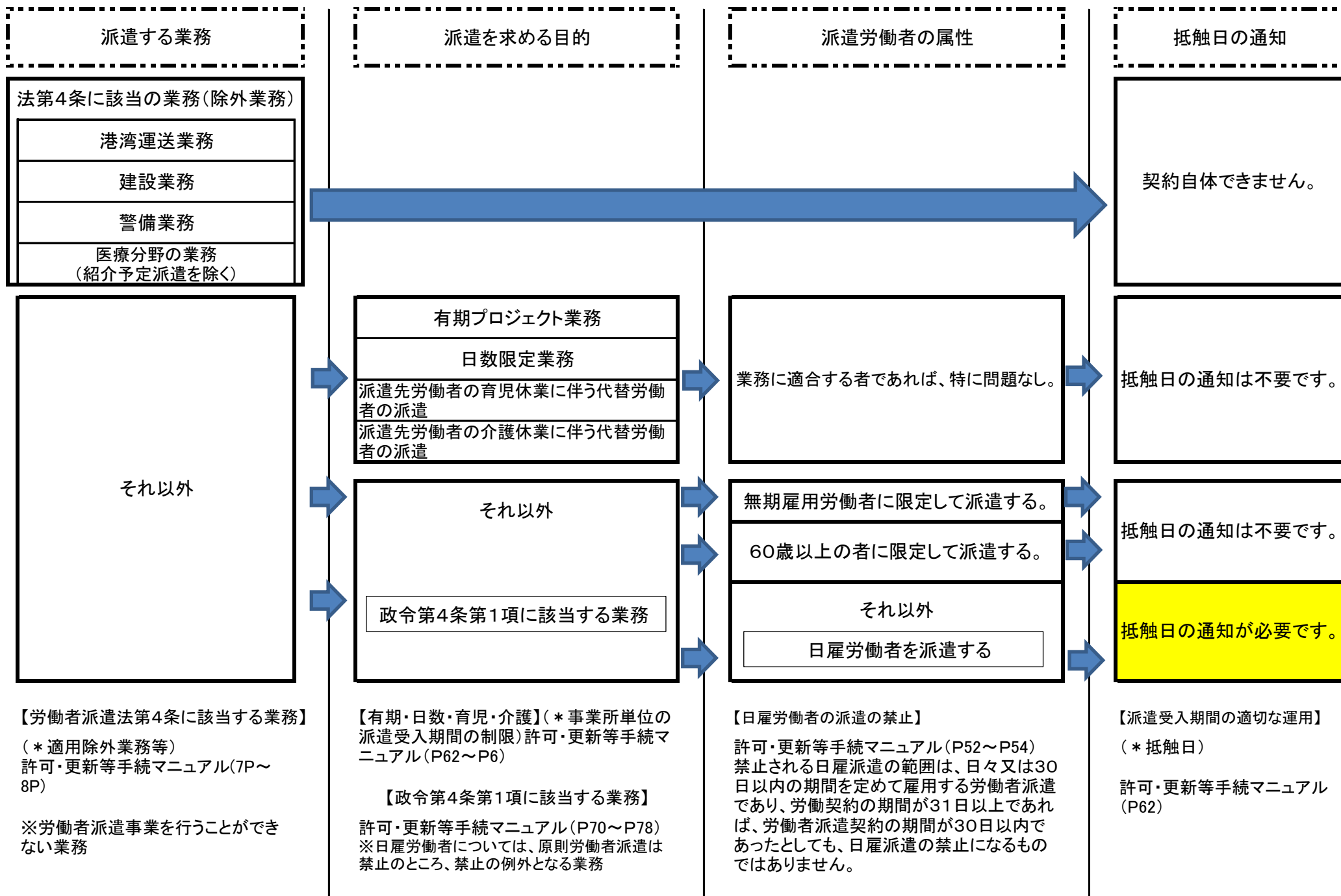


# 派遣先からの抵触日の通知の要否に関する判断基準



【労働者派遣法第4条に該当する業務】  
 (\*適用除外業務等)  
 許可・更新等手続マニュアル(7P~8P)

※労働者派遣事業を行うことができない業務

【有期・日数・育児・介護】(\*事業所単位の派遣受入期間の制限)許可・更新等手続マニュアル(P62~P6)

【政令第4条第1項に該当する業務】

許可・更新等手続マニュアル(P70~P78)  
 ※日雇労働者については、原則労働者派遣は禁止のところ、禁止の例外となる業務

【日雇労働者の派遣の禁止】

許可・更新等手続マニュアル(P52~P54)  
 禁止される日雇派遣の範囲は、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣であり、労働契約の期間が31日以上であれば、労働者派遣契約の期間が30日以内であったとしても、日雇派遣の禁止になるものではありません。

【派遣受入期間の適切な運用】  
 (\*抵触日)

許可・更新等手続マニュアル(P62)